


堺市景観審議会（R5.10.24）各委員意見の対応について

No.	該当部分	意見	対応の考え方
1	行為の制限（景観形成基準） 【全市 P.62/百舌鳥 P.76/環濠 P.83】 B-2 まちかど（交差部）の景観形成 2項目目	<p>環濠の基準で「まちかどでは、植栽の充実を図りゆとりと潤いのある空間を創出する。特に、大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間の形成に努める。」となっているが、植栽の充実を図ることと滞留空間の形成に努めることにつながりがないのであれば、「特に、」という表現はおかしいのではないか。</p> <p>この基準だと、植栽を充実させて滞留空間を形成することがまちかどにとって良いと読めるが、本当にこの表現で良いか。例えば、まちかどのデザインとしては、ガラス張りの建物の角に小劇場のような空間を設け、道行く人々にも活気を与える手法なども考えられるが、空地と植栽に限定してしまうと、建築計画による空間形成の提案を阻むことになるのではないかと。</p> <p>建築計画で良いまちかどが創出できるとよいが、そこまで提案できる事業者は少ない。手法としては植栽の充実も1つであるため、内容としては残しながら、他によい提案があった場合も許容できるような基準にすれば良いのではないかと。</p> <p>滞留空間の形成について意見が出たが、大小路筋と大道筋の交差部での滞留空間形成については SMI プロジェクトの計画なども考慮し、基準としての記載は残した方がよいと思う。</p>	<p>環濠の基準に追記した2項目目の「特に」以降については、植栽の充実に限った内容ではないため、「特に、」を削除し、「大小路筋や」以降を3項目目として記載する。また基準内容については、「大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。」に修正する。</p> <p>ガラス張りの建物等については、2項目目ではなく、1項目目の「まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。」に該当すると考えているため、このままとする。</p> <p>共通の基準である2項目目については、植栽の充実だけでなく舗装やベンチなどの配置等も含めて、ゆとりと潤いのある空間創出を求めため、「まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。」に修正する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>-まちかどでは、植栽の充実を図りゆとりと潤いのある空間を創出する。特に、大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間の形成に努める。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。</p> </div>

No.	該当部分	意見	対応の考え方
2	行為の制限（景観形成基準） 【環濠 P.83、84】 B-3 通りの景観形成 1 項目目 C1-2 敷地の形態・意匠 5 項目目	「演出」という表現が、建築計画というよりは後付けのイメージであるため、「創出」の方が適切ではないか。	「創出」に修正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> B-3 -歩いて楽しい通りのにぎわいを演出する。 C1-2 -潤いを感じられる水辺空間の演出に努める。 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> B-3 -歩いて楽しい通りのにぎわいを創出する。 C1-2 -潤いを感じられる水辺空間の創出に努める。 </div>
3	【環濠 P.83、84】 B-3 通りの景観形成 3 項目目 C2-1 建築物の形態・意匠 4 項目目	「質の高いデザイン」とはどのようなものか。表現が曖昧でわかりにくいのでもう少し具体的に記載した方がわかりやすいのでは。	B-3 の 3 項目目は、「都心の景観としてふさわしい洗練されたデザインに努める。」に修正する。 C2-1 の 4 項目目は、「洗練されたデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。」に修正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> B-3 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成に寄与するよう、質の高いデザインに努める。 C2-1 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、都心部のにぎわいに寄与するよう、質の高いデザインや魅力あるまちなみ形成に努める。 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> B-3 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成に寄与するよう、都心の景観としてふさわしい洗練されたデザインに努める。 C2-1 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、都心部のにぎわいに寄与するよう、洗練されたデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 </div>
4	【全市 P.62/百舌鳥 P.77/環濠 P.84】 C1-3 屋外付帯施設（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など）	既存のごみ置き場などについて、景観形成基準に適合させるため、植栽等を設ける際の補助金などはあるのか。	既存のごみ置き場前に植栽等を設けるための補助等はない。 建物の新築時や更新時に、景観形成の基準を踏まえ配慮いただくことで、良好な景観形成を図るものである。

No.	該当部分	意見	対応の考え方
5	行為の制限（景観形成基準） 【全市 P.63】 C2-3 外壁の色彩 7 項目目 【百舌鳥 P.77/環濠 P.85】 C2-3 外壁の色彩 8 項目目	ガラスについては、基準で「サブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある」と記載されているが、全面ガラス張りで面積的にはベースカラーに該当するような建物は、どのように指導するのか。また、それがカラーガラスであった場合、ベースカラーの色彩でコントロールできるのか。	カラーガラスの扱いについては、これまでもマンセル表記を記載してもらっているため、「ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁としてサブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある」と記載しているが、ご指摘の通り、全面カラーガラス張りの建物ではベースカラーに該当するケースも想定されるため、「ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁とみなす場合がある。」に修正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">-ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁としてサブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">-ルーバーや建具、建築設備等、ガラスについては、外壁とみなす場合がある</div>
6	【全市 P.63】 C2-3 外壁の色彩 8 項目目 【環濠 P.85】 C2-3 外壁の色彩 2 項目目	「高明度の外壁は、光の反射による眩しさを考慮し」とあるが、住宅地でステンレスの屋根による反射が問題となる事例などもあるので、外壁だけでなく屋根についても記載するべきではないか。	全市及び環濠の基準については、「C2-4 屋根」として、「屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。」を追記する。 （【百舌鳥】では既に記載済） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">記載なし</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。</div>
7	【全市】	太陽光パネルの反射については、基準に記載しなくてよいか。	本市では、これまで太陽光パネルの反射が問題となったケースがないため、現時点では基準の追記は行わないが、今後、改定が必要な場合は、ほかの基準も含め適宜対応したいと考えている。

No.	該当部分	意見	対応の考え方
8	堺環濠都市地域における景観特性図 P.80	明確な線引きでエリアを色分けされているが曖昧さを残しておく必要はないか。 明確な線引きにより、エリアで基準が分かれているとの誤解を招く可能性がある。基準に記載されている北部や東部等がどのエリアについて書かれたものか、また、どこまでが対象かがわかりにくい。	エリアの色分けについては、現況の特性をエリアで塗分けたものであり、このエリアにあるからといってすべての建物がその特性で示すような建物というわけではない。 そういった特性をもつエリアであることを市民・事業者と共有し、それを意識して計画してもらうよう指導することが重要であると考え。 ただし、エリアの色については、色味を変えて境界ラインをぼかすなど、エリアで基準がわかれているといった誤解を招かぬよう修正を行う。また、北部等の文言を図に追記する。
9	屋外広告物 P.69~	デジタルサイネージは今後増えると思われるが、どのように配慮を求めていくのか。 堺市の申請手続きが煩雑であるため、結果的に申請を行わない事例もあると聞いている。簡素化できればよいと考えているがどうか。 周辺住民に知らされないまま、屋外広告物が掲出される。屋外広告物を掲出する際、申請者は周辺の住民意見を聞くべきであるということを記載してはどうか。	デジタルサイネージは、光や音により周辺環境に悪影響を及ぼす場合があることから、明るさや音量など配慮すべき事項についてガイドラインの作成を検討する。 更新許可申請の手続きを行う際、添付図書として構造図など新規許可申請と同様の資料を求めているため、それが負担になっているという意見があることは把握している。これについては、適切な維持管理のために提出を求めているものであるが、申請者の負担とならないよう簡素化できないか今後検討する。 屋外広告物の掲出に関する周辺住民への周知については、掲出者が必要に応じて対応するものであると考えている。
10	その他	堺環濠都市地域内の建築物について、基準を定めているが、景観をよくするためには、内川や土居川の水質を改善するべきではないか。 景観形成については、事業者だけではなく、そこに住む人の意識を一緒に共有することも大切である。	内川・土居川の水質は、海水導入などの取組により改善されてきた。景観計画の改定を進める中で、河川部局とも協議しており、引き続き、連携していく。 住民の景観に関する理解や関心を高めるため、さまざまな周知啓発に取り組んでいく。